

文化課公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、文化課が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びドライブレコーダーにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

（1）設置する公用車

設置の対象とする公用車は、文化課が所管する公用車1台とし、ドライブレコーダーの撮影用カメラは、公用車のフロントガラスに前方に向けて1台を、リアガラスに後方に向けて1台を設置する。

（2）撮影対象

車両前方の映像及び車両後方の映像を撮影する。

（3）撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

（4）記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

（1）ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

（2）ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は、文化課長とする。

5 記録データの管理方法

（1）記録データの管理

ア 記録データは一定時間（3時間程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、公用車を使用後は全てのドアを施錠する。

（2）記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限

るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が5年間保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は30日とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

なお、メモリーカードに記録されている記録データが上書きされた場合は、上書きされたデータは適正に消去されたものとみなす。

6 記録データの利用及び提供の制限

- (1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用し、又は提供するものとし、それ以外の目的に利用し、又は提供してはならない。
- (2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）11月8日から施行する。

年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

文化課

年度 ドライブレコーダー記録データの提供記録簿

文化課